

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年七月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字東樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県南区京橋町二番二十二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び数

（変更前）百九十四台（駐車場第一 来客用台数）

四十五台（駐車場第二 来客用台数）

百二十三台（駐車場第三 来客用台数）

三箇所（駐車場第一・第二・第三 三箇所合計三百六十二台）

（変更後）百四十四台（駐車場第一 来客用台数）

九十一台（駐車場第二 来客用台数）

二箇所（駐車場第一・第二 二箇所合計二百三十五台）

4 変更年月日

平成二十六年三月十三日

二 届出年月日

平成二十五年七月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年七月二十六日から同年十一月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課